

(別紙)

寄付金・契約金等の受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄付金・契約金等の受け取り実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | | |
|--|---|--|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和4年度(2022年度) |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和5年度(2023年度) |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和6年度(2024年度) |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現 職 神奈川大学

氏 名 岩田太

(記 入 要 領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
なお、①当該年度においては、配当とは別に、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
(今回の申告では、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

(別紙)

寄付金・契約金等の受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄付金・契約金等の受け取り実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | |
|---|---|
| ☐ 受領なし | } ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | |
| ☒ 50万円超～500万円以下 | |
| ☐ 500万円超 | |
| | ☒ 令和4年度(2022年度) |
| | ☐ 令和5年度(2023年度) |
| | ☐ 令和6年度(2024年度) |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現 職 高知総合リハビリテーション病院特任顧問

氏 名 曾根 三郎

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
なお、①当該年度においては、配当とは別に、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
(今回の申告では、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
複数年で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

(別紙)

寄付金・契約金等の受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄付金・契約金等の受け取り実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | | |
|--|------------|--|
| ☒ 受領なし | } ※受取有りの場合 | |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和4年度(2022年度) |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和5年度(2023年度) |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和6年度(2024年度) |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現 職 弁護士

氏 名 田島優子

(記 入 要 領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
なお、①当該年度においては、配当とは別に、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
(今回の申告では、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

(別紙)

寄付金・契約金等の受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄付金・契約金等の受け取り実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | | |
|--|---|--|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和4年度(2022年度) |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和5年度(2023年度) |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和6年度(2024年度) |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権
現 職 理事長

氏 名 花井 十伍

(記 入 要 領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
なお、①当該年度においては、配当とは別に、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
(今回の申告では、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

(別紙)

寄付金・契約金等の受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄付金・契約金等の受け取り実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | | |
|--|---|--|
| レ 受領なし | | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | } | ☐ 令和4年度(2022年度) |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和5年度(2023年度) |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和6年度(2024年度) |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現 職 東京大学名誉教授

氏 名 樋口範雄

(記 入 要 領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
なお、①当該年度においては、配当とは別に、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
(今回の申告では、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

(別紙)

寄付金・契約金等の受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄付金・契約金等の受け取り実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- | | | |
|--|---|--|
| ☒ 受領なし | } | ※受取有りの場合 |
| ☐ 50万円以下 | | ☐ 令和4年度(2022年度) |
| ☐ 50万円超～500万円以下 | | ☐ 令和5年度(2023年度) |
| ☐ 500万円超 | | ☐ 令和6年度(2024年度) |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現 職 帝京大学薬学部 特任教授

氏 名 安原真人

(記 入 要 領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。
なお、①当該年度においては、配当とは別に、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。
③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。
(今回の申告では、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。